

一般社団法人 日本学生氷上競技連盟

第1回総会（代表委員会）議案説明書

審議事項1 「理事・監事の選任について」

付属資料1の理事及び監事について、一括審議する。なお、理事の役職については、総会後の理事会にて決定する。

審議事項2 「その他役職者の選任について」

付属資料2のその他役職（顧問、参事、技術顧問、学生幹事等）を一括審議する。なお、技術顧問については、日ア連、日ス連からの推薦がまだないため、一部未定である。

審議事項3 「定款の変更について」

今年9月より事務所の移転を検討しており、定款中の「主たる事務所」の住所が変更になる可能性がある。次回総会は秋の予定であるため、事前に住所変更に伴う定款の一部変更について審議する。なお、移転予定場所は、東京都千代田区神田の予定である。

審議事項4 「連盟細則の一部変更について」

連盟細則第2条（正会員の入会承認）

入会申請書が、必要な条件を満たしている場合、理事会が入会を承認する。「なお、理事会は、新規加盟校について、一定期間、大会参加資格を制限することができる。」

変更点・・・「」内を追加

変更理由 大会参加資格を得られそうな年度だけ、本連盟に入会し、それ以外の時は脱退をするということがある場合には、長年入会している加盟校にとって不公平となる可能性がある。したがって、一定期間、大会参加資格を、理事会が制限できるものとする。

審議事項 5 「経理規定」の一部変更について

新公益法人会計基準では、収支計算書は決算書から除外され、その内容も正味財産増減計算書と同じとなるため、本連盟経理規定より除外する。

(改正後)

第 37 条 会計責任者は、会計年度終了後速やかに決算手続きに入り、次に掲げる財務諸表等を作成して会長へ提出しなければならない。

- (1) 正味財産増減計算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 附属明細書
- (4) 財産目録

審議事項 6 「決算について」

付属資料 3 (財務諸表)、付属資料 4 (監査報告書) を参照

なお、2016 年 10 月に法人化したため、決算は 2016 年 10 月から 2017 年 3 月までのものである。参考までに 2016 年 3 月 31 日時点の現金預貯金の合計額は、22,152,953 円であり、2017 年 3 月 31 日の現金預貯金は 21,976,210 円であった。

参考資料として付属資料 6 に、法人化以前の昨年 4 月から 9 月 30 日までと、法人化後の 10 月 5 日から今年 3 月 31 日までを単純に合算した正味財産増減計算書も添付してある。こちらでは、2016 年度合算の当期経常増減額は、プラスであった。

審議事項 7 「新年度事業計画について」

付属資料 5 を参照。なお、今年度のインカレは、アイスホッケー部門が 12 月末に八戸市において、スピード部門、ショートトラック部門、フィギュア部門が 1 月初旬に軽井沢町で開催される。なお、アイスホッケー部門において新大会を開催する予定である。

審議事項 8 「新年度予算について」

付属資料 6 を参照。今期初めてインカレを分離開催することにより経費が増大することを見込み、赤字予算を組んでいる。また、事務所移転のための経費 (運送費・備品購入) として約 80 万円の予算を組んでいる。経費はかなり多めに見込んでいるが、経費節減に勤め、今年度は実際には赤字に転落しないよう努力したいと考えている。